

# 農業事業者等金融円滑化にかかる開示・報告

当組合は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当組合の最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当組合の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め、取組んでおります。

「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置法」（以下、「金融円滑化法」という。）は終了しましたが、引き続き当組合の金融円滑化にかかる措置の実施状況について、別表1のとおり公表いたします。

## 第1 金融円滑化にかかる措置の実施に関する方針の概要

当組合では、金融の円滑化に関する基本方針を定めた「金融円滑化にかかる基本的方針」を、理事会にて、以下のとおり制定しております。

## 金融円滑化にかかる基本の方針（概要）

1. 新規のご融資・お借入条件の変更等のお申込みに対する、柔軟な対応
2. お客様の経営相談等、経営改善に向けた取組みへの支援
3. 新規のご融資・お借入条件の変更等のご相談・お申込みに対する適切かつ十分な説明
4. 新規のご融資・お借入条件の変更等に関する苦情相談への公正・迅速・誠実な対応
5. 農業事業者等金融円滑化への対応
6. 当組合の金融円滑化管理に関する体制

## 第2 金融円滑化にかかる措置の状況を適切に把握するための体制の概要

当組合では、金融円滑化にかかる措置を適切に把握し対応するため、以下の体制を整備しております。

1. 組合長を委員長とし、専務、常勤理事、部長を構成員とする「コンプライアンス委員会」にて、当組合の金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議することとしております。また、協議内容については、必要に応じて理事会へ報告することとしております。
2. 金融担当常務理事を「金融円滑化管理責任者」、金融管理部融資管理課を「金融円滑化管理責任部署」として、当組合全体の金融円滑化にかかる対応状況を把握することとしております。
3. 各支店等に「金融円滑化管理担当者」を設置し、各支店等における金融円滑化にかかる対応状況を把握し、金融管理部融資管理課へ報告することとしております。
4. 各支店等では、金融円滑化にかかる取引の実施状況について、記録を作成し、当該記録は5年間保存することとしております。

### **第3 金融円滑化にかかる措置に関する苦情相談を適切に行うための体制の概要**

1. お客さまからの、金融円滑化にかかるご相談の窓口を金融管理部融資管理課に設置しているほか、各支店及びローンセンターにおいても承っております。
2. お客さまからの、当組合の金融円滑化にかかる措置に対する苦情については、金融管理部信用業務課に受付窓口を設置しております。また、各支店等で苦情を受けた場合には、当組合所定の手続きに従って、速やかに金融管理部信用業務課に連絡をし、金融管理部融資管理課と各支店が連携のうえ、適切な対応を実施する体制を整備しております。

### **第4 金融円滑化にかかる措置をとった後において、当該措置にかかる農業事業者等の事業についての改善又は再生のための支援を適切に行うための体制の概要**

1. 金融円滑化責任部署を中心に、お借入条件の変更等を行ったお客さまの経営状況や経営改善計画の進捗状況を継続的に把握し、必要に応じて経営改善又は再生のための助言等を行う等、お客さまへの支援について真摯に取り組みます。  
特に、農業者のお客さまに関しては、当組合の営農部門とも連携し経営相談等行う体制を整備しております。
2. 経営相談、経営改善・再生のための支援能力向上のため、当組合職員に対し、必要な研修、指導を行っております。

#### ○貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数

#### [債務者が中小企業者である場合]

### 別表1

	平成25年 6月末	平成25年 9月末	平成25年 12月末	平成26年 3月末	平成26年 6月末	平成26年 9月末	平成26年 12月末	平成27年 3月末	平成27年 6月末	平成27年 9月末	平成28年 3月末	平成28年 9月末	平成29年 3月末	平成30年 3月末	平成31年 3月末	令和2年 3月末	令和3年 3月末	令和4年 3月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	45	47	49	49	50	50	50	52	52	52	54	54	54	54	58	60	62	64
うち、実行に係る貸付債権の数	36	37	40	40	41	41	41	43	43	43	44	45	45	45	47	49	51	54
うち、謝絶に係る貸付債権の数	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
うち、審査中の貸付債権の数	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
うち、取下げに係る貸付債権の数	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	8	8	8	8

○貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数

#### 〔債務者が住宅資金借入者である場合〕